

港長公示第3-2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和3年8月18日

衣 浦 港 長



衣浦港1号地前面海域における航泊の禁止について

衣浦港1号地前面海域の下記区域において、護岸築造工事が行われるため、工事期間中下記により船舶の航泊を禁止（当該工事作業に係わる船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、令和3年3月25日付、港長公示第3-1号による衣浦港1号地前面海域における航泊の禁止は、令和3年9月1日午前零時をもって、これを解除する。

記

1 期間

令和3年9月1日から令和3年9月24日まで

2 区域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸、栈橋により囲まれた海面

- イ 衣浦港西防波堤灯台から317度940メートルの地点（栈橋上）
- ロ イ地点から21度140メートルの地点
- ハ ロ地点から91度440メートルの地点
- ニ ハ地点から153度460メートルの地点
- ホ ニ地点から186度300メートルの地点
- へ ホ地点から189度100メートルの地点（衣浦港西防波堤灯台）

3 標識

上記イ点には、灯標1基（黄色4秒1閃）、ロからホの4地点及びその中間に別図のとおり灯浮標8基（黄色4秒1閃）が設置されている。

4 警戒船

工事区域周辺には、警戒船2隻が配備されている。

警戒船には、「警戒船」と記載した表示板又は横断幕が掲げられている。

5 その他

令和3年9月6日から令和3年9月24日までの間においては、上記ニ及びホ並びに両地点間の灯浮標については設置されていない。

